

## 樹木の管理をお願いいたします

### ◇道路に枝葉や根をはみ出したままにしたり、枯れた木を放置したままは危険

樹木の枝葉のはみ出しや、倒れ及び枯れている木が雪や暴風雨等による倒木により、車道や歩道を塞ぐなど、歩行者や車両の走行に支障となっております。樹木の伐採や剪定をお願いします。

#### 【想定される事象例】

- 歩道や車道にはみ出した枝葉に、歩行者や自転車に乗った者が接触又は転倒による怪我。
- 雪や暴風雨等により倒れ、走行中の車両等への衝突及び道路が塞がれての通行止め。
- 走行する車両が枝などに接触にする車両損傷。
- 道路標識が枝葉で隠れることによる、安全運転の妨げとなった交通事故。



### ◇道路に近接する木の伐採及び剪定を行う前に連絡を

- 道路上で作業を行う場合には、警察及び道路管理者へ届け出が必要な場合があります。届け出の要否を確認しましょう。
- 伐採や剪定の作業により、通行車両等へ危険が及ばないように交通規制をするなど防護処置をおろそかにしないようにしましょう
- 作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者等の安全の確保と樹木からの転落防止等十分配慮願います。

#### ○連絡先

出張所名	連絡先	管理区間
平維持出張所	0246-28-0644	国道6号及び国道49号【いわき市】
原町維持出張所	0244-22-2530	国道6号【広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・南相馬市・相馬市・新地町】